

国土交通省告示第二百二十四号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第七条の三第三号の規定に基づき、国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件の一部を改正する告示

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件（平成三十年国土交通省告示第四百三十五号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これに加える。

改正後

改正前

許可を受けようとする建設業が次の表の上欄に掲げる建設業である場合において、それぞれ同表の下欄に掲げる種目に係る登録基幹技能者講習（同表の上欄に掲げる建設業に係る建設工事に関し十年以上実務の経験を有することを受講資格の一つとし、かつ、当該受講資格を有する者が受講するものに限る。）

許可を受けようとする建設業が次の表の上欄に掲げる建設業である場合において、それぞれ同表の下欄に掲げる種目に係る登録基幹技能者講習（同表の上欄に掲げる建設業に係る建設工事に関し十年以上実務の経験を有することを受講資格の一つとし、かつ、当該受講資格を有する者が受講するものに限る。）

電気工事業	一・二（略）	一・二（略）
	三 登録計装基幹技能者	
管工事業	一・三（略）	一・三（略）
	四 登録計装基幹技能者	
（略）		
機械器具設置工事業	登録計装基幹技能者	
熱絶縁工事業	一・二（略）	
電気通信工事業	一 登録電気工事基幹技能者	二 登録計装基幹技能者

電気工事業	一・二（略）	一・二（略）
	（新設）	
管工事業	一・三（略）	一・三（略）
	（新設）	
（略）		
熱絶縁工事業	一・二（略）	
電気通信工事業	登録電気工事基幹技能者	

附則

この告示は、公布の日から施行する。

○東北地方整備局告示第三十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和六年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
令和六年三月二十五日 東北地方整備局長 山本 巧
路線名 供 用 開 始 の 区 間 図 面 縦 覧 場 所
四号及び六号 名取市増田三丁目五二番二から同市増田三丁目四七六 東北地方整備局及び同局仙
番一まで 台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第四十号

供用開始の期日 令和六年三月二十五日
次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和六年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
令和六年三月二十五日 東北地方整備局長 山本 巧

(一) 道路の種類 一般国道
(二) 路線名 百四号
(三) 道路の区域

変更前後の敷地の幅員延長
青森県三戸郡南部町大字小泉字上館野二番一から 前 一一・五〇〇三三・四〇〇メートル
同町大字高橋字堰添一番一まで 後 一一・六〇〇三三・五〇〇メートル
四 図面縦覧場所 東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○東北地方整備局告示第四十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
令和六年三月二十五日 東北地方整備局長 山本 巧
路線名 供 用 開 始 の 区 間 図 面 縦 覧 場 所
百四号 青森県三戸郡南部町大字小泉字上館野二番一から同町 東北地方整備局及び同局青
大字高橋字堰添一番一まで 森河川国道事務所

供用開始の期日 令和六年三月二十五日